

天災等による臨時休校及び休業基準

平成 26 年 10 月 15 日 改定
職業訓練法人釜石職業訓練協会
釜 石 高 等 職 業 訓 練 校

1. 大前提

臨時休校及び休業（以下臨時休校等と表記）の基準は、訓練生、職員、関係者等の人命の保護を最優先に行うことを目的として定めるものである。

※ 以下に掲げる内容を原則とするが、状況に応じて人命の保護について最善と考えられる行動を執ること。

2. 臨時休校等の条件 （訓練生・職員・関係者に対する事前了解事項とし周知を図ること）

下記基準に該当した場合は、訓練校から改めて連絡することなく、臨時休校等とする。

※ 下記基準によらず臨時休校等とする場合は、訓練校から連絡をする。

3. 臨時休校等基準

① 震度 5 弱以上の地震の発生による場合

天災等の種類	地 震
対象レベル	・震度 5 弱以上
対象エリア	・釜石市又は訓練生の居所の市町村
訓練終了後から 0時前 に発生	翌日の訓練は中止
0時以降 及び訓練時間中に発生	当日の訓練は中止 (直ちに安全を確保する行動を執り、以後の当日の訓練は中止)

※ 震度 5 弱以上の地震が発生時には、木造建物や道路等に被害が生じている恐れがあることを考慮すること。

※ 震度 4 以下の場合であっても、震源が海底である場合は、津波の発生を警戒すること。

② ①以外による場合

天災等 の種類	気象庁発令			自治体発令	政府発令	公共交通機関の 運休又は通行止
	津波	噴火	気象			
対象 レベル	・大津波警報 ・津波警報 ・津波注意報	・特別警報	・特別警報	・土砂災害警戒 情報 ・避難指示 ・避難勧告	・国民保護情報 ・警戒区域指定	※運休、通行止 の理由の別 は問わない
対象 エリア	・津波予報区の 岩手県	・訓練施設の所 在地、訓練生 の居所、通所 経路のいづ れか又は両 方	・氣象予報区の 釜石地区、訓 練生の居所 の氣象予報 区のいづれ か又は両方	・訓練施設の所 在地、訓練生 の居所、通所 経路のいづ れか又は両 方	・釜石市、訓 練生の居所の 市町村のい づれか又は 両方	・通所経路
訓練中 に発令	直ちに安全を確保する行動を執り、以後の当日の訓練は中止					
6時前 に解除	通常通りに訓練を実施					
6時以降 9時前に解除	午前中の訓練は中止、午後から訓練を実施					
9時以降 発令中	当日の訓練は中止					

※ 情報収集はテレビ、ラジオ、インターネット等を利用し、各自で行い臨時休校等基準との照合を行うこと。

※ 臨時休校等基準と照合しても判断し難い場合は、**8時 30 分以降**に訓練校（Tel:0193-26-7000）へ電話を掛け、応答の有無を確認すること。なお、この時点で電話応答が無い場合は、当日の訓練は中止である。

※ 天災等により訓練施設が損壊し、直ちに訓練が再開できない場合については、別途判断する。